

- また、電話による意思確認方式の事例については、平成 18 年 2 月 17 日（金）の事務局国民年金特別対策本部会議において事務局職員が提案し、その場で了承されたことにより、事務局主導で管内の各事務所に実施が指示された。
- 一連の不適正な事務処理を行うに当たって、事務局及び事務所から本庁への問い合わせは行われなかった。

②大阪社会保険事務局

- ヒアリングを行った大阪社会保険事務局管内の 3 事務所（天王寺、堺東及び今里）のうち、
 - ・天王寺と堺東の 2 事務所において、免除・猶予の該当者に対して本人の意思確認を行わないまま入力を行い、免除・猶予を希望しない旨の意思表示があった場合は免除・猶予を取り消す旨記載した承認通知書を送付した事例（先行入力方式）が、
 - ・天王寺と今里の 2 事務所において、猶予の該当者に対して期日までに意思表示がない場合は申請の意思があるとみなして手続きを進める旨を通知し、意思表示がなかった者について申請書を代筆することにより猶予手続きを行った事例（申請意思の推定方式）が、
 - ・天王寺、今里及び堺東の 3 事務所において、本人の意思を電話で確認した事例（電話による意思確認方式）が、
- それぞれ認められた。
- 先行入力方式の事例については、平成 17 年 11 月に天王寺事務所及び堺東事務所においてそれぞれ個別に発案され、事務局職員（天王寺事務所については事務局年金部長まで）の了承を得て実行された。
- 申請意思の推定方式の事例については、平成 17 年 11 月に事務局職員が今里事務所長に対して提示した文書を参考に今里事務所にて発案し、実施した。その後当該事務局職員から天王寺事務所を含む複数の事務所に対して今里事務所の方式について情報提供があり、管内に不適正な事務処理が広まった。
- 電話による意思確認方式の事例については、事務局職員が発案し、事務局年金部長が決裁した上で、平成 17 年 11 月 18 日（金）事務局年金調整課長発の事務連絡により管内各事務所に対して実施が指示された。
- 以上について、事務局長は平成 18 年 5 月末に一連の不適正な事務処理が発覚するまで了知していなかった。一方、一部の事務局職員は一連の不適正な事務処理について了知していた。なお、不適正な事務処理を行うに当たって事務局及び事務所から本庁への問い合わせは行われなかった。

③三重社会保険事務局

- ヒアリングを行った三重社会保険事務局管内の2事務所（四日市及び津）において、免除・猶予の該当者に対して、期日までに意思表示がない場合には申請の意思があるとみなして手続きを進める旨を通知し、意思表示がなかった者について免除・猶予手続きを行った事例（申請意思の推定方式）が認められた。
- 三重におけるこの事務処理は事務局主導で行われており、平成17年10月下旬に事務局年金課内で発案され、事務局内で決定された。
その後、平成17年11月11日（金）に事務所長会議が開かれ、事務局職員から管内各事務所長に当該手続きを実施するよう指示し、一部事務所からは反対があったが、弁護士への照会結果等を根拠に実施した。
他方、市町村の協力が必要であることから、平成17年12月13日（火）に都市国民年金主管課長事務研究会を開くなどしたが、四日市市からは所得情報の使用目的に関して同意が得られなかつたため、同市を除いて実施することとなった。
- なお、本件事務処理について四日市市役所職員より本庁国民年金事業室に対して疑義照会があり、平成17年12月19日（月）ごろ、その確認のため本庁国民年金事業室職員は事務局年金課職員に対し電話をした。その際、事務局年金課職員が申請意思の推定方式による事務処理の内容を説明したところ、本庁職員から「本人の意思確認はできているのではないですかね」との発言があり、最後に「聞かなかつたことにする」と付け加えたとの証言があった。これをもって事務局側は本庁の默認があつたものと理解している。
さらに、当該事務局職員は当該本庁職員に対し四日市市は実施しない旨を平成17年12月20日（火）に報告したところ、「わかりました」との応答があったとの証言があつた。この件について、平成18年5月31日（水）に本庁職員から事務局年金課職員に2回電話があり、「三重はやめたと思っていた」との発言があつたとの証言があつた。
- 本庁への報告については、三重の事例は本人の意思を確認していることから、平成18年3月の京都の事例を契機とした照会においては、照会の対象とは異なる事案であると判断し、報告しなかつた。また、平成18年5月18日（木）の大坂の事例を契機とした調査の段階では、虚偽であると認識しつつ、問題なしとの回答をしていると認められる。平成18年5月24日（水）に、新聞社から取材があつたことを契機として、報告を提出した。

④埼玉社会保険事務局

- ヒアリングを行った埼玉社会保険事務局管内の3事務所（浦和、大宮及び所沢）のうち、
 - ・浦和、大宮及び所沢の3事務所において、所得情報を基に、若年者納付猶予の該当者に対して、本人の意思を確認する前に入力を行い、入力後に追って申請書を入手しようとする事務処理（先行入力方式）を行った事例が、
 - ・浦和と大宮の2事務所において、本人の意思を電話で確認し、申請書を代筆した（電話による意思確認方式）事例が、
 - ・浦和と大宮の2事務所において、長期未納者等に対し居住の実態を確認しないまま不在とする処理（不在者登録処理）を行った事例が、
- それぞれ認められた。
- 埼玉におけるこれらの事務処理は事務局主導で行われており、事務連絡などによって明示的に指示は行われていないが、平成17年秋以降、事務局年金課長等が各事務所に対し、不適正処理の実施を強く働きかけた。
これを受けて、各事務所において、
 - ・先行入力方式について、平成17年12月に浦和が、平成18年1月に大宮と所沢が着手、
 - ・電話による意思確認方式について、平成17年11月に浦和が、12月に大宮が着手、
 - ・不在者登録処理について、平成17年11月に浦和が、平成18年1月に大宮が着手
- した。これらは各事務所長の決定と指示の下に実行され、事務所間の情報交換は特に認められない。
- 本庁への報告については、平成18年3月の時点においては京都で行われた事務処理とは異なると事務局及び各事務所が判断し、報告をしていない。その一方で、浦和で行われていた先行入力方式について、埼玉事務局長は「平成18年3月に本庁国民年金事業室長と室長補佐に報告した。」と証言した。また、別の職員は、平成18年5月28日（日）付の、事務局が本庁に提出するために作成した文書から、平成18年3月に本庁に報告した旨の記述が本庁とのやりとりの結果削除された旨証言している。
また、京都事務局で行われた、免除・猶予の該当者について本人の意思確認をする前に入力し、承認通知を送付した後に希望しない旨の意思表示をした者についてのみ承認の取り消しを行う方式について、浦和事務所職員が本庁社会保険業務センター職員から京都事務局において作成されたビラを入手し、埼玉事務局の対策会議において検討している。その後、埼玉事務局はこの方式の適否について本庁に照会しているが、本庁はこの方式を明確に否定している。

⑤沖縄社会保険事務局

- ヒアリングを行った沖縄社会保険事務局管内の 3 事務所（浦添、那覇及びコザ）のうち、
 - ・浦添と那覇の 2 事務所において、本人の意思確認をする前に入力を行い、入力後に追って申請書を入手しようとした事例（申請書なし）（先行入力方式）が、
 - ・那覇事務所において、本人の意思確認をする前に入力を行い、その後、電話等で意思確認をした上で申請書を代筆した事例（先行入力後に電話で意思確認をする方式）が、
 - ・浦添とコザの 2 事務所において、本人の意思を電話で確認をした事例（電話による意思確認方式）が、
- それぞれ認められた。
- 沖縄におけるこれらの事務処理は、主に事務所主導で行われ、平成 17 年 7 月にコザ事務所で電話による意思確認方式の事例が、平成 17 年 11 月に浦添事務所において先行入力方式の事例が、平成 17 年 11 月下旬に那覇事務所で先行入力方式の事例が発案されている。また、那覇事務所においては、平成 18 年 3 月に、先行入力方式の事例のうち申請書を入手できていなかつたものについて、電話で申請の意思を確認した上で申請書を代筆するという事務処理が行われた。
那覇事務所における先行入力後に電話で意思を確認した事例を除き、いずれも事務所長の了承の下に実行され、事務局の関与や事務所相互の情報交換は認められなかつた。
- 事務局は一連の不適正な事務処理が発覚するまで、先行入力方式について報告を受けていなかつた。また、平成 17 年 10 月に沖縄事務局国民年金収納対策本部会議において、免除・猶予の該当者に対し、期日までに意思表示がない場合は申請の意思があるとみなして手続きを進める旨を通知し、意思表示がなかつた者について免除・猶予手続きを行う方法（申請意思の推定方式）について提案されたが、その場に同席していた社会保険庁長官は不適正な処理である旨指導するとともに、その後本庁国民年金事業室も沖縄事務局に対し再度不適正な処理である旨の指導を行つてゐる。

⑥愛媛社会保険事務局

- ヒアリングを行った愛媛社会保険事務局管内の 3 事務所（松山東、松山西、宇和島）のうち、
 - ・松山東事務所において、免除・猶予の該当者に対して期日までに意思表示がない場合は申請の意思があるとみなして手続きを進める旨を通知し、意

思表示がなかった者について免除・猶予手続きを行った事例（申請意思の推定方式）が、

- ・松山東、松山西及び宇和島の3事務所において、本人の意思を電話で確認した事例（電話による意思確認方式）が、
- ・松山西、宇和島の2事務所において、職員の個人的判断により本人の意思を確認しないまま免除の入力を行った事例（個人的処理）が、
それぞれ認められた。

- このうち、申請意思の推定方式の事例については、松山東事務所において事務所主導で行われていた。事務処理は担当職員を中心に、事務所長の承認を得て行われていた。
- 電話による意思確認方式の事例については、平成16年2月頃に松山東事務所の当時の職員（現事務局職員）が被保険者から依頼されたことを契機に行っていたところ、同職員が事務局に異動した後、同職員を通じて平成17年度に松山西、宇和島各事務所に伝わった。
- その他、松山西、宇和島の各事務所においては、それぞれ担当職員の個人的判断により、本人の意思を確認しないまま事務処理を進めた事例（個人的処理）が少ない件数ではあるが行われていた。
- 以上について、事務局幹部は一連の不適正な事務処理が発覚するまで了知していなかった。また、平成17年7月に社会保険庁長官が来県した際、職員との意見交換会において、職権免除ができないのかとの質問を受けたところ、長官は法改正しなければできない旨回答している。なお、この他に不適正な事務処理に関して事務局から本庁への問い合わせは行われなかった。

2. 社会保険庁本庁職員に対する個別ヒアリング

（1）検証対象

不適正な事務処理に関し、社会保険庁本庁職員に何らかの関わりがあったかどうかについて検証するため、以下に該当する本庁職員12名に対して個別ヒアリングを行った。

- ・国民年金事業に関する地方社会保険事務局を指導する立場にある本庁国民年金事業室の専門官以上の職員全員（平成18年4月以降に着任した職員等を除く。）
- ・検証委員会委員による実地検証の際に得られた証言や、社会保険庁が行った詳細調査に際し、地方社会保険事務局及び事務所が提出した報告書において不適正事例との関係が言及された本庁職員

実地検証での証言及び社会保険事務局・事務所から提出された報告書では、埼玉、岐阜、三重、滋賀、長崎における不適正事例について、個別の本庁職員との関係が言及されている。

このうち、埼玉、岐阜、三重、滋賀における不適正事例については、本庁職員に対する個別ヒアリング後に、検証委員会事務局員が社会保険事務局を訪問する等して追加的な実地検証を行った。

(2) 検証の結果

社会保険庁本庁職員に対する個別ヒアリング及び後日実施した追加的な実地検証の概要は以下のとおりであった。

①埼玉社会保険事務局

- 委員による実地検証の際、埼玉事務局長から、浦和事務所において平成17年12月に着手された若年者納付猶予の先行入力事務処理については、平成18年3月の時点で本庁国民年金事業室長と室長補佐に報告したとの証言が得られた。さらに、別の職員からは、平成18年5月28日（日）付の事務局が本庁に提出するために作成した文書から、3月に本庁に報告した旨の記述が本庁とのやりとりにより削除された旨の証言が得られた。
- しかし、これらの証言に対し本庁国民年金事業室長と室長補佐は、個別ヒアリングにおいて「記憶がない」「報告を受けていない」等と主張したことから、改めて、
 - ① 平成18年3月23日（木）に、埼玉事務局から本庁に対し、浦和事務所の事案（若年者納付猶予の先行入力処理）を報告したかどうか、
 - ② 埼玉事務局が作成したとされる5月28日（日）付の報告書は本庁職員の指示等により修正されたかどうかという事実関係に関し、平成18年7月18日（火）に埼玉事務局職員に対し追加検証を実施した。
- 追加的な実地検証では、埼玉事務局に保管されていた出張記録から事務局長、事務局年金課長及び総務課主幹の3名が、平成18年3月24日（金）に本庁に赴いたことが確認され、3名とも文書により国民年金事業室長と室長補佐に浦和事務所の事案を説明したと証言した。また、総務課主幹は、同日に本庁職員課にも別件で赴いたと証言しており、職員課職員に確認したところ、平成18年3月24日（金）かどうかは不確かなものの、埼玉事務局長と総務課主幹の訪問を受けたことを証言した。
- 5月28日（日）付の報告書は、埼玉事務局長が事務局年金課の職員に指示して作成・修正されたことが確認された。修正の経緯について、埼玉事務

局長は本庁による明示的な修正指示を受けたことは否定したが、平成18年5月28日（日）に本庁職員と様々な要件で連絡をとり合う中で、本庁職員から何らかの働きかけを受けたかもしれないがはつきりしないと証言した。

なお、事務局長は、平成18年5月28日（日）は一日中多くの電話がかかってきていて記憶が不確かであること、修正後の文書は本庁には提出しなかったこと、また、修正前の文書を本庁にFAX送付した可能性があることを証言した。

○ これらの証言を踏まえ、社会保険庁において、事務局長を含む埼玉事務局幹部職員、本庁国民年金事業室長及び室長補佐に対し、個別ヒアリングをそれぞれ実施した。その結果、以下の事実が明らかになった。

- ① 国民年金事業室長は、浦和事務所において事務所次長が独自の判断により相当量の入力を行った後、事務処理誤りとして取消処理を行ったとの報告を、平成18年3月24日（金）に埼玉事務局長と事務局年金課長から受けたことを思い出した。
- ② 埼玉事務局長は平成18年5月28日（日）に、上述の修正前の5月28日付け文書を国民年金事業室にFAXした。
- ③ 同日、国民年金事業室長は、埼玉事務局長に対して、平成18年3月にそのような報告を受けた記憶がないことを電話で伝えたことから、埼玉事務局長は、本庁に提出するために作成した文書から、平成18年3月に報告した旨の記述を削除した。
- ④ ①の浦和事務所の事案は、実際には埼玉事務局長の了解の下に事務所長が指示し、行われたものである。

○ なお、個別ヒアリングの際には、浦和事務所に対し京都事務局において作成されたビラ（1枚目が免除等勧奨文書、2枚目が不適正処理に用いられた独自作成の「国民年金保険料免除取消申請書」の様式を含む免除等承認後の告知文書）を送付した社会保険業務センター課長に対してもヒアリングを実施した。同人は、自分は京都事務局の年金課長と親交があり、同年金課長より、1枚目の勧奨文書によって免除申請書を提出させることに大きな効果を上げたことを聞いたことから、当該ビラを同年金課長から入手してFAX送付したものであること、送付した理由は前職が埼玉事務局の次長で異動後も力になろうと考えていたことを主張している。

また、不適正処理に用いられた2枚目の免除等承認後の告知文書については、当時京都で不適正な事務処理が行われていることを知らなかつたため流し読みしたこと、被保険者からの申請がないままの免除などあり得ないと考えており想像が及ばなかつたこと等から、問題点に気付かなかつた旨証言している。

②岐阜社会保険事務局

- 岐阜事務局職員（事務局職員A）から提出された報告書によると、平成17年12月20日（火）に岐阜事務局で開催された収納対策本部会議に出席した本庁国民年金事業室職員が、別の岐阜事務局職員（事務局職員B）に対し、京都で行われていた不適正処理に関する文書のひな形を手交したとの指摘（指摘1）があった。また、岐阜事務局から提出された報告書によると、同じ本庁職員が平成18年1月17（火）日に、埼玉事務局が作成し本庁に適否の照会を行っていた不適正処理に関する文書のひな形を、岐阜事務局職員にメールで提供したとの指摘（指摘2）があった。
- 個別ヒアリングにおいて、この本庁職員は、指摘1について、そのような文書を提示した事実はない旨証言した。指摘2については、平成18年1月17日（火）にメールを送った時点では違法との認識はなく情報提供として送ったが、同日夜に本庁事業室内で違法との意見が固まつたので、翌18日（水）に、違法なのでまねをしないように電話で伝えた旨証言した。また、平成18年2月半ばに発覚した京都事務局での不適正処理の調査のために京都に調査に行き、当地で違法な免除手続きが行われていることを確認したので、まさかとは思うが岐阜でもやっていないかと思い、再度確認の電話をかけた旨証言した。
- 2つの指摘の内容について岐阜事務局に対して追加調査を行ったところ、指摘1については、事務局職員Aは本庁職員から事務局職員Bへひな形が渡されたのを見たと証言しているが、事務局職員Bはそのことを記憶しておらず、また、ひな形の現物も存在しなかったことから、ひな形を手交したとの事実は確認できなかった。
- 指摘2については、事務局職員Bから、本庁職員からのメールはひな形について意見を求める内容だと理解したため管内各事務所に転送したとの証言があった。また、本庁職員からひな型の内容が違法だという電話があった時期について、事務局職員Bは、時期についての記憶は曖昧だとしながらも、平成18年1月30日（月）の事務局対策本部会議の議題に職権免除の提案を入れようとしていた（※提案は事務局長によって却下され議題にはならなかった）ことから、それより前に本庁からダメだと言われたはずではなく、ひな型の内容が違法だとの電話があったのは平成18年2月のすぐ初めくらいしかあり得ないと思う旨述べている。

③三重社会保険事務局

- 委員による実地検証において、平成 17 年 12 月 19 日（月）頃、三重事務局管内で行われようとしていた事務処理について、三重県四日市市職員より本庁国民年金事業室に対して疑義照会があり、その確認のために三重事務局を担当する本庁国民年金事業室職員 A から事務局年金課職員に対し電話があつたとの証言があつた。また、その際、事務局年金課職員が三重における事務処理の内容を説明したところ、本庁国民年金事業室職員 A は「本人の意思確認はできているのではないですかね」と発言し、最後に「聞かなかつたことに対する」と付け加えたことから、これをもつて事務局側は本庁の默認があつたものと理解している旨の証言が得られた。
- この証言について、四日市市職員からの電話を受けた本庁国民年金事業室職員 B は、平成 17 年 12 月 15 日（木）頃、四日市市職員から三重事務局が不適正な事務処理をしようとしているとの電話があつたとし、これに対して、三重事務局に確認し、おかしければ指導すると返答した上で、三重事務局担当の国民年金事業室職員 A に電話の内容等を伝えた、としている。
- また、国民年金事業室職員 A は、平成 17 年 12 月、四日市市職員から国民年金事業室職員 B に対して三重事務局が行おうとしている不適正な事務処理について電話照会があり、平成 17 年 12 月 19 日（月）に三重事務局年金課職員に確認したところ、そのとおりの事務処理を行おうとしていたため、認めることはできないという話をした旨の証言をしている。默認があつたとの証言については、三重事務局年金課職員が「弁護士からは文章を示したことで意思確認になると言われた」と述べたため、「それで意思確認になるんですかね？」という感想を述べたとしている。また、三重事務局の事務処理について「聞かなかつたことに対する」と言ったかどうかは「記憶がない」とし、当時からこの事務処理は不適正であると認識していたと証言している。
- 委員による実地検証において、事務局年金課職員から、上記やりとりのあつた翌 12 月 20 日（火）、事務局年金課職員が本庁国民年金事業室職員 A に対して四日市は実施しない旨を報告し、わかりましたとの応答があつたとの証言が得られた。
- この証言について国民年金事業室職員 A は、「認めることはできないと電話で言った翌日に、三重事務局年金課職員から「今回の取り扱いはやめる。」との返事があつた。四日市ののみやめて、他では実施するという意味だとは理解していない。」としている。
- なお、平成 17 年 12 月 15 日（木）頃四日市市職員からの電話に応答した国民年金事業室職員 B は、国民年金事業室職員 A に三重事務局に連絡をとつ

てもらった後、「三重にそういうことはしないようにと言っておいた」と職員Aから聞いたとし、「再度電話したのは先方のメモによると26日。「担当のほうから連絡し、指導した」と(四日市市職員に)伝えた。」旨の証言をしている。

- 本庁国民年金事業室職員A、Bとともに、この件について上司に報告していないとしている。
- 上記実地検証及び本庁職員に対する個別ヒアリングを踏まえ、追加的な実地検証では、三重事務局及び四日市市役所に赴き、
 - ①平成17年12月19日(月)に三重事務局年金課職員と本庁国民年金事業室職員Aが電話で会話をした際、三重における事務処理について本庁国民年金事業室職員Aが黙認した事実があるか、
 - ②平成17年12月15日(木)頃三重における事務処理について本庁に疑義照会を行った四日市市職員と本庁職員Bとのやり取りの内容及びその後の経過
 - ③三重事務局から四日市市に対してどのような働きかけがなされたかについて調査を行った。
- ①については、事務局年金課職員の証言は従前通りであったが、同職員の隣席の職員は、「同職員の隣におり、電話後「聞かなかったことにしますと言われた」と言っていた」と証言した。
- ②については、四日市市職員は、「平成17年12月26日に本庁に再度電話し、この処理は間違いであり、その旨本庁から事務局へ指導したことを聞いた。また、四日市市以外で実行されないよう制止すべき旨を伝えたところ、そうする旨の返答があった。」旨の証言をしている。
- ③については、平成17年12月19日(月)に四日市事務所職員2人が、翌20日(火)に三重事務局職員3人が、22日(木)に三重事務局の事務局長を含む幹部職員3人及び四日市事務所長が、それぞれ四日市市を訪ね、三重事務局による事務処理方法への協力を求めた事実が確認された。
なお、22日(木)の協議後、三重事務局が、「他市では進めるので、他市に対して四日市市は所得情報を提供しないということは言わないで欲しい」と発言している。
- 追加的な実地検証の結果得られた四日市市職員の証言を踏まえ、社会保険庁において本庁国民年金事業室職員Bに対して再度個別ヒアリングを行ったところ、四日市市職員が平成17年12月26日(月)に「四日市市以外で実行されないよう制止すべき旨述べたところ、(国民年金事業室職員Bからは) そうする旨の返答があった」と証言している点について、本庁国民年金